

住宅の耐震化に係る支援制度の拡充について

令和5年3月22日

住めば 愉快だ

宇都宮

住宅の耐震化に係る支援制度を拡充します!

~災害に強いまちづくりの推進のため支援制度を創設~

市が耐震診断を実施 費用を無償化

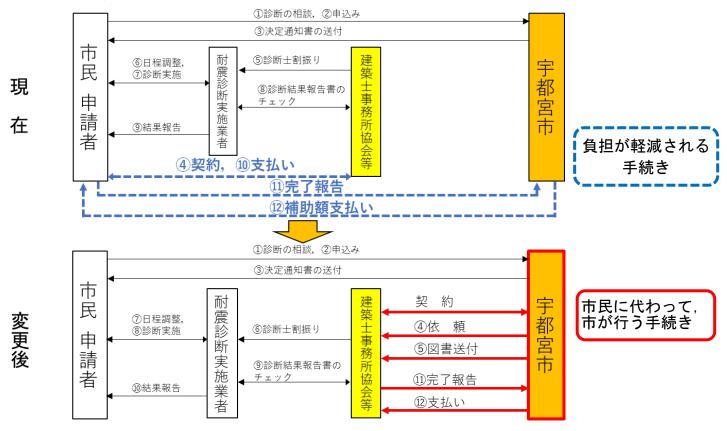
地震による建築物の倒壊等の被害から市民の命や財産を守るため、耐震性不明の住 宅所有者の後押しをできるよう, 耐震診断に係る申請手続きと費用負担の軽減を図る ため、耐震診断に係る費用を全額市が負担する支援制度を創設いたします。 ※ 実施に係る費用については、3月定例会に令和5年度当初予算案を提出

耐震診断に係る支援制度の特徴【令和5年度4月から運用開始】

これまで, 所有者が耐震診断を実施し, その費用に対して市が補助金を交 付してきたが、今後は、所有者からの申請に基づき、市が耐震診断を実施し、 所有者の負担を軽減する。

対象建物:昭和56年5月以前に建てられた耐震性不明の住宅 (2階建て以下の一戸建て木造住宅で、賃貸を目的とするものを除く)

申請に係る負担の軽減 (1)



裏面あり

<問い合わせ先> 都市整備部 建築指導課 課長 大山 斉(028-632-2571)



(2) 診断費用の無償化

	IB	新
補助率	所有者 1/3, 市2/3	市が実施するため,
補助限度額	上限6万4千円	所有者負担なし

(参考)

・耐震化のための支援制度

補助区分		内容	補助率	補 助上限額
耐震改修【既存】	全体改修	住宅の耐震化を図るために既存住宅 を改修する場合、その費用の一部を 補助します。 住宅全体の評点を1.0以上とする 改修	改修費用の 5分の4	1 0 0 万円
耐震 建替え 【既存】		耐震性が不足している住宅を除却して,同一敷地内に住宅を建替える場合,その費用の一部を補助します。	改修費用 相当分の 5分の4	1 0 0 万円
耐震改修 【既存】 —	部分改修	住宅全体の評点を0.7以上1.0未 満まで向上する改修	改修費用の	5 0 万円
		2 階建て住宅の1 階部分の評点を 1.0以上とする改修	5分の4	
	耐震シェ ルター等 設置	1階の居室の内部に頑丈な箱(耐震 シェルターや防災ベッド)を設置	設置費用の 5分の4	2 5 万円

※対象建物:昭和56年5月以前に建てられた耐震性不明の住宅 (2階建て以下の一戸建て木造住宅)

・ 住宅耐震化の状況

総務省統計局が公表している「住宅・土地統計調査」などから推計した,令和2年度末における本市の耐震性が不明の旧耐震基準住宅は,約16,600戸(市内の住宅の約5%)あり、住宅所有者を強力に支援し、耐震化促進に取り組む。

2 スケジュール

令和5年3月~ 市ホームページやチラシにより周知 4月~ 支援制度受付開始



【市ホームページ】

https://www.city.utsunomiya.tochigi.jp/kurashi/machi/kenchiku/shidou/1005909.html